

ビジネスd出勤簿サービス利用規約【現改比較表】 2026年1月30日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

第1条～6条、第8条以降（略） 第7条（利用期間） 1.無償プランの利用期間は申込みを行った月の末日までとなります（成立日が月途中の場合であっても当月末日までとします。例：8月15日から8月31日まで）。利用期間内に解約手続きを実施されない場合、期間満了の翌日から起算して1か月間、同一条件をもって自動更新されるものとします。 2.有償プランの利用期間は、当社が契約者へ本サービスの提供を開始した日から1年後の前月末日までとし、利用期間内に解約手続きを実施されない場合、期間満了の翌日から起算して1年間、同一条件をもって自動更新されるものとします。万が一、利用期間内に本契約を解除した場合であっても、料金は返金されないものとします。ただし、2025年12月19日以降は契約期間の満了をもって終了し、自動更新は行わないものとします。	第1条～6条、第8条以降（略） 第7条（利用期間） 1.無償プランの利用期間は申込みを行った月の末日までとなります（成立日が月途中の場合であっても当月末日までとします。例：8月15日から8月31日まで）。利用期間内に解約手続きを実施されない場合、期間満了の翌日から起算して1か月間、同一条件をもって自動更新されるものとします。 <u>ただし、2026年3月1日以降は利用期間の満了をもって終了し、自動更新は行わないものとします。</u> 2.有償プランの利用期間は、当社が契約者へ本サービスの提供を開始した日から1年後の前月末日までとし、利用期間内に解約手続きを実施されない場合、期間満了の翌日から起算して1年間、同一条件をもって自動更新されるものとします。万が一、利用期間内に本契約を解除した場合であっても、料金は返金されないものとします。ただし、2025年12月19日以降は契約期間の満了をもって終了し、自動更新は行わないものとします。
	<u>附則(令和8年1月27日 C A S 2 サ000400016494-01号)</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は令和8年3月1日から実施します。</u>